

## 愛知みずほ短期大学学位規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、愛知みずほ短期大学学則（以下「学則」という。）第30条の規定に基づき、愛知みずほ短期大学（以下「本学」という。）において授与する学位について必要な事項を定める。

### (学位)

第2条 本学において授与する学位は、短期大学士とする。

2 短期大学士の学位は、本学を卒業した者に授与する。

### (付記する専攻分野)

第3条 本学において授与する学位に付記する専攻分野の名称は、その者の学科及び専攻に応じ、次のいずれかの名称とする。

学科	専攻	専攻分野の名称
生活	生活文化	生活文化
	食物栄養	食物栄養
現代幼児教育		現代幼児教育

### (学位の授与)

第4条 短期大学士の学位は、学則第30条の規定に基づき、本学の卒業を認定した者に対して、所定の卒業証書・学位記を交付して授与する。

### (学位の使用)

第5条 本学の学位を授与された者が、その学位の名称を用いるときは、本学名、学科名及び専攻分野名を付記するものとする。

### (学位記の様式)

第6条 卒業証書・学位記の様式は、別表のとおりとする。

### 附 則

この規程は、平成18年2月20日から施行する。

### 附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

### 附 則

1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

2 第3条の改正後の規定は、平成30年度入学生から適用し、平成29年度以前に入学した者については、なお従前の例による。